

令和3年3月6日

会員及び関係者の皆様へ

(一社) 国際善隣協会会長
矢野 一 彌

令和3年3月善隣協会活動方針のお知らせ

昨日、政府はコロナ禍による徹底した外出自粛を内容とした「緊急事態宣言」を、3月21日まで延長いたしました。これを受けて、当協会は常務会並びに理事会の承認のもとに3月31日まで協会活動を継続して休止することにいたしました。3月末の10日間は、時季的に人の交流が増すのを鑑み、協会の特色を踏まえて決定したもので、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆内容：令和3年3月31日まで善隣協会の活動を休止します。

- (1) 3月31日までの期間に予定していたオンライン講演会、各委員会等は「安全第一」の観点から、残念ながら中止することにいたします。
(協会7階談話室は、この期間は閉鎖いたします)
- (2) 理事会は、3月18日に令和3年度事業計画及び予算について、Eメールおよび書類郵送等により、リモート方式で実施します。
- (3) 「善隣」誌については、3月号、4月号は中止して、5月号についても発行可否の検討を行います。
- (4) テナント各社様には上記内容をお知らせいたしました。
- (5) 常務会及び事務局は、テレワークの他、必要に応じて限定時間出勤をいたします。

◆その他

・本日のお知らせは、非会員の方や当会館のテナント各社様のことも考慮し、皆様へのご協力をお願いするものです。

・最近の状況として、新規感染者の減少傾向が報道されておりますが、一方で病床の逼迫状況も伝えられており、万が一陽性となっても入院する病院が見つからないという事態も起きています。会員各位におかれましては、健康面、安全面を第一にお考えいただき、くれぐれも体調管理にご自愛ください。

以上